

【参考資料】

令和8年第1回奥州市議会定例会
条例追加議案 新旧対照表

- 議案第34号 奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号 奥州市手数料条例の一部を改正する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成1年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、奥州市一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年奥州市条例第36号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 医療職給料表(1)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額28万5,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第8条の2 医療職給料表(1)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額27万2,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>（通勤手当）</p> <p>第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第10条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃（規則で定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他規則で定める運賃（以下この号において「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p>
<p>(2) 略</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 通勤のため自動車等を使用し、かつ、交通機関等を利用してその運賃等（規則で定める職員で、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものにあつては、当該料金を含む。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、通勤距離及び通勤回数）を考慮して6万6,400円の範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が6万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、6万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が6万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき2,000円（その使用する自動車等が自転車以外の交通用具で、規則で定めるものである場合にあっては、通勤距離を考慮して規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額））</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が6万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	
<p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p>	
<p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>	
<p>5 略</p>	<p>3 略</p>
<p>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、その者に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>	<p>4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p>
<p>7 略</p>	<p>5 略</p>

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の<u>改定</u>その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の<u>改正</u>その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後	現 行																								
<p>附 則 (納税に関する証明に係る特例措置)</p> <p>4 施行日以後の申請に係る手数料のうち、平成17年度以前の納税に関する証明については、別表第1の33の部中「1枚につき 300円」とあるのは、「1件につき 300円」とする。</p> <p>(自動交付機による証明書等の交付に係る特例措置)</p> <p>5 令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間における自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による証明書等の交付については、別表第1の22の部及び26の部中「1通につき 200円」とあるのは「1通につき 10円」と、同表33の部中「1枚につき 200円」とあるのは「1枚につき 10円」とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付</td> <td>住民票等の交付手数料</td> <td>自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による交付(26の部及び33の部において「自動交付機による交付」という。)1通につき 200円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事務	名称	金額	略	略	略	22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票等の交付手数料	自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による交付(26の部及び33の部において「自動交付機による交付」という。)1通につき 200円	略	略	略	<p>附 則 (納税に関する証明に係る特例措置)</p> <p>4 施行日以後の申請に係る手数料のうち、平成17年度以前の納税に関する証明については、別表第1の33の項中「1枚につき 300円」とあるのは、「1件につき 300円」とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事務</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 60%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付</td> <td>住民票等の交付手数料</td> <td>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用した自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による交付(26の項及び33の項において「自動交付機による交付」という。)1通につき 200円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事務	名称	金額	略	略	略	22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票等の交付手数料	個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用した自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による交付(26の項及び33の項において「自動交付機による交付」という。)1通につき 200円	略	略	略
事務	名称	金額																							
略	略	略																							
22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票等の交付手数料	自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による交付(26の部及び33の部において「自動交付機による交付」という。)1通につき 200円																							
略	略	略																							
事務	名称	金額																							
略	略	略																							
22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票等の交付手数料	個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用した自動交付機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。)による交付(26の項及び33の項において「自動交付機による交付」という。)1通につき 200円																							
略	略	略																							